

## <新しいタイプの商標をご存じですか？>

### (第2回／色彩のみからなる商標、位置商標)

執筆：篠田賛治

4-1) 色彩のみからなる商標 1：商標登録第5930334号

【登録商標】



【商標の詳細な説明】商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩の組合せとしては、青色（Pantone 293C）、白色（プロセスカラーの組合せ：C=0,M=0,Y=0,K=0）、黒色（プロセスカラーの組合せ：C=0,M=0,Y=0,K=100）であり、配色は、上から順に、青色、白色、黒色が商標の縦幅を3等分している。

【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第16類 消しゴム

【商標権者】

【氏名又は名称】株式会社トンボ鉛筆

多くの方が、文具店、スーパー、コンビニで、この色彩の紙ケースに収納された白いゴム消しゴムを見かけたことがあるでしょう。この登録商標については、それだけ「消しゴム」という指定商品と密接に結びついており、商品識別力を発揮しているといえます。

色彩のみからなる商標は、文字、図形、立体的形状を構成としていないので、色彩だけによって商品役務識別力が獲得されていなければ登録されません。

4-2) 色彩のみからなる商標 2：商標登録第5933289号

次に、役務に関する色彩のみからなる商標の登録例も見てみましょう。

【登録商標】



【商標の詳細な説明】商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、白色（プロセスカラーCMYKの組み合わせ：C0,M0,Y0,K0）、オレンジ色（プロセスカラーCMYKの組み合わせ：C0,M60,Y100,K0）、緑色（プロセスカラーCMYKの組み合わせ：C100,M0,Y100,K0）、赤色（プロセスカラーCMYKの組み合わせ：C0,M100,Y100,K0）であり、配色は、上から順に、白色が商標の13.125パーセント、同じくオレンジ色12.5パーセント、白色13.125パーセント、緑色22.5パーセント、白色13.125パーセント、赤色12.5パーセント、白色13.125

パーセントとなっている。

【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第35類 被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供等（ようするにコンビニエンスストアです）

【商標権者】

【氏名又は名称】株式会社セブン-イレブン・ジャパン

我が国のコンビニエンスストアは、他のコンビニチェーン店との識別のために、店舗入口上部やドアに自社チェーン店に特有の配色を施すことが多いのですが、それ以外にも、レジ袋、のぼり旗、チラシ、ホームページ又はCM画面にも自社特有の配色を施すことがあります。一般消費者は、店舗に施された配色によって、どこのコンビニチェーン店であるかを容易に識別することもできますので、有名なコンビニエンスストアについては、色彩のみからなる商標の商品役務識別力はとても大きいといえます。

色彩のみからなる商標で注意すべきことは、特に単色については、商標の位置を特定しない場合には、商品役務識別力が認められる可能性とても低く（現実問題として、まず不可能と予想されます）、色彩の組み合わせについても、商標の使用によって商標法3条2項の適用を受けることができる程度に周知化していなければ商標登録は困難と予想されることです。平成29年2月20日現在における特許庁の審査結果を見ても、色彩のみからなる商標の出願数492に対して登録数ゼロですし、最初に登録された2例がかなり著名な標章であることから、既に相当周知化している商標でなければ、商品役務識別力が認められず、まず登録は見込めないといえるでしょう。商標の位置を特定する色彩のみからなる商標については、部分意匠及び位置商標とも比較しながらさらに説明します。

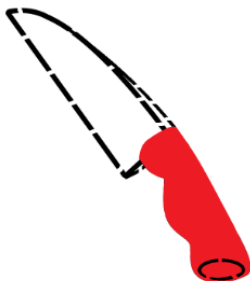
**（参考）これまでの新しいタイプの商標の出願件数と登録件数（H29.2.20 現在）**

	合計	内訳				
		音	動き	位置	和ケラ	色彩
出願件数	1,494	517	123	345	17	492
登録件数	207	110	65	23	9	0

4-3) 色彩のみからなる商標 3：特許庁資料「新しいタイプの商標に関する審査基準の概要」より抜粋

上記登録例では、いずれも色彩のみからなる商標について、商品等における位置が特定されていません。それでは、「商品等における位置が特定されている」とは、どういう場合でしょうか。特許庁の資料には、以下の具体例が記載されています。

【商標登録を受けようとする商標の例 1】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなるものであり、包丁の柄の部分を赤色（RGBの組合せ：R255、G0、B0）とする構成からなる。

なお、包丁の刃及び柄の部分の破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品】包丁

【商標登録を受けようとする商標の例2】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなるものであり、ゴルフクラブ用バッグのベルトの部分を赤色（RGBの組合せ：R255、G0、B0）とする構成からなる。

なお、ゴルフクラブ用バッグのベルトの部分以外の破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第28類】

【指定商品（指定役務）】ゴルフクラブ用バッグ

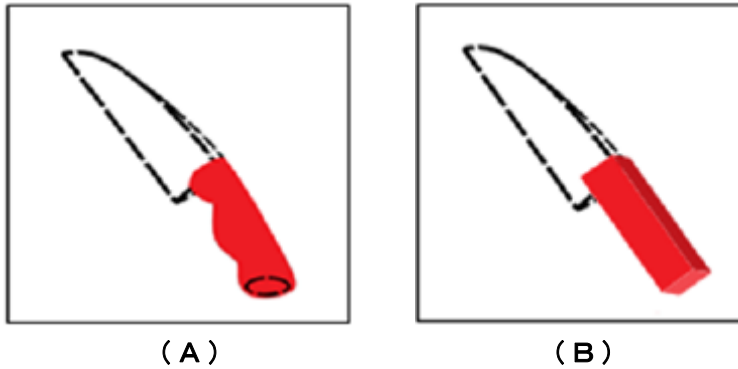
上記2つの例では、包丁の柄（グリップ）だけ、又はゴルフクラブ用バッグのベルト部分だけが赤色の「色彩のみからなる商標」を付す部分として特定されています。審査においては、「色彩のみからなる商標を構成するものは色彩のみであることから、その位置は考慮せず、色彩が第3条第1項各号の規定に該当するものであるかを判断するものとする」とされています。それでは、位置を特定することにはどのような意味があるのでしょうか？

色彩のみからなる商標が商品役務識別力を有しているためには、使用により出願に係る商標が周知化していることを出願人が立証しなければなりません。ゴルフクラブ用バッグを販売している出願人が色彩のみからなる商標について出願する場合、自社製品がバッグ全体に出願に係る商標（色彩）を付しているのであれば、商標の位置を特定する必要はありません。一方、バッグ本体には様々なカラーが付されているが、ベルト部分にだけ共通して独特の色彩を付しており、ベルト部分を見れば出願人の製品であることを消費者が容易に識別できるほど周知化しているような場合には、周知化しているのはベルト部分の商標ですから、位置をベルト部分に特定することにより、ベルト部分に付した商標が周知化していることを出願人が立証しやすくなります。そうすることにより、出願人は、ベルト部分に登録商標の色彩を付し、バッグ本体はさまざまなカラーを付して独占的にゴルフクラブ用バッグを販売することが可能となります。

（部分意匠との相違）

ここで、上記2つの商標例を見ますと、部分意匠と似ていると感じられる方も多いでしょう。位置を特定した色彩のみからなる商標は、部分意匠とどういふ点で異なるのでしょうか？最も注意すべきは、色彩のみからなる商標は、指定商品に付す位置を特定したとしても、商標の構成要素は「色彩のみ」であることです。一方、意匠法の保護対象は、「物品（物品の一部を含む）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じ

て美感を起こさせるもの」（意匠法2条1項）であり、色彩に特徴があるとしても、部分意匠の場合には、「物品の形状と色彩の両方」が意匠の構成となります。従って、色彩が同じであっても、形状が非類似であれば、意匠は非類似と判断される可能性が高くなります。

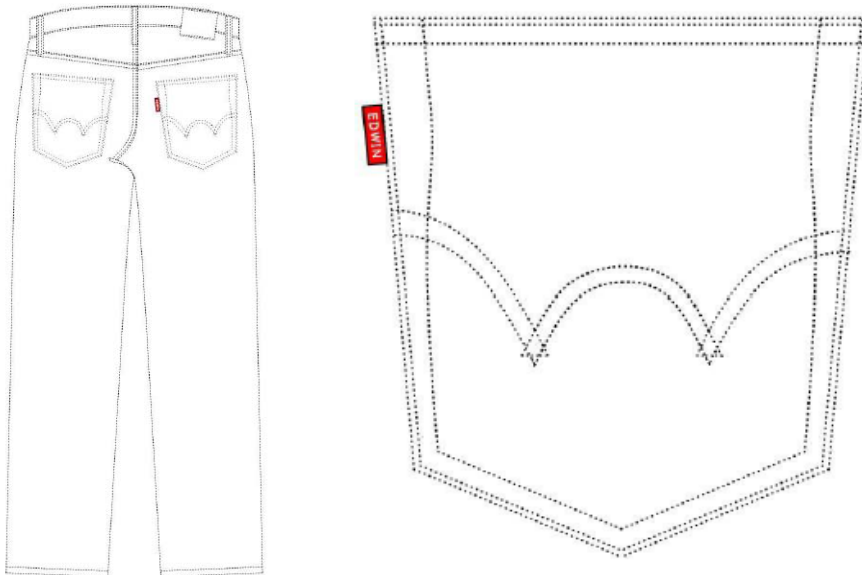


例えば、A図のような包丁について、位置を特定した色彩のみからなる登録商標があったとします。商標の構成は色彩のみですから、柄の部分の形状は商標の構成ではありません。このため、B図のような包丁（柄が直方体、色彩は同一とします）を第三者が販売した場合には、商標権の侵害となります。つまり、柄の形状がどうであれ、包丁の柄に登録商標と同じ色彩を付すと侵害となります。

一方、A図のような包丁について、部分意匠の意匠商標があったとします（出願願書には6面図が添付されているとします）。部分意匠の構成は包丁の柄部分の形状及び色彩の組み合わせですから、意匠の類否には柄の部分の色彩だけでなく形状も考慮されます。B図のような包丁を第三者が販売した場合には、柄の部分の形状が大きく異なるため、おそらく両意匠は全体として類似せず、意匠権の侵害とはならないと判断されるのではないのでしょうか。つまり、柄の形状及び色彩の組み合わせとしての意匠（部分意匠）が同一又は類似でなければ、登録意匠と同一又は類似する色彩を付しても侵害なりません。

#### 5) 位置商標：商標登録第5807881号

##### 【登録商標】



##### 【位置商標】

【商標の詳細な説明】 商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、ズボンの後ろポケットの左上方に付され、「EDWIN」の欧文字が表された赤い長方形のタブ図形からなる。なお、ポケット及びタブ

図形のみ記載は、当該位置に付された標章を明示するための部分拡大図である。また、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第25類 ズボン，長ズボン，半ズボン，ジョギングパンツ，スウェットパンツ，スキーズボン，寝巻き類，パジャマ，寝巻き，下着，ズボン下，パンツ，運動用特殊衣服

【商標権者】

【氏名又は名称】株式会社エドウィン

ジーンズの後ろポケットに、この登録例にある位置にメーカーの名称を付したタブが付されていることは、多くの方がご存じでしょう（他社のジーンズにも同様のタグが付いている商品があります）。通常の商品商標であれば、商品のどこに商標を付してもよいのですが、商品の特定位置にあることが重要である場合もあります。商標の文字を目立たせるのであれば、例えば、ジーンズのポケット上面全体に大きな文字で「EDWIN」と刺繍を入れる方がよいでしょうが、それではデザイン的には好ましくありません。この登録例のように、商品の特定位置に、特定色（この登録例では赤）及び特定形状（この登録例では長方形）の商標を付すことによって、商品のデザインを損ねることなく、消費者に自社ブランドをアピールすることが可能な場合があります。